

## 「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」 フォローアップ調査結果（2019年度）について

2020年9月23日  
日本製紙連合会

### A. 経緯

（国際的な動き）

1. 地球規模での自然環境問題が深刻さを増す中、**1992年6月**にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においては、「持続可能な開発（Sustainable Development）」という概念が提唱され、その実現のために「気候変動枠組み条約」等と併せて「生物多様性条約」が採択された。
2. **2010年10月**に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」においては、名古屋プロトコルが採択され、愛知目標「2020年までに生物多様性の損失を止め、健全な状態に戻していくこと」（5つの戦略目標と20の個別目標）が定められた。その中では、国レベルの政策のみならず、企業活動においても生物多様性に対する配慮が強く求められるようになってきている。さらに、**2015年9月**には国連持続可能な開発サミットが開催され、SDGs（持続可能な開発目標）が採択された。今や社会・経済の基盤である自然資本を保全することは、持続可能な社会の構築に向けた世界共通の目標となっている。

（日本国内の動き）

3. こうした動きを踏まえ、政府は、1995年に生物多様性国家戦略を新たに策定するとともに、その後4度の見直しを経て**2012年に第5次の生物多様性国家戦略 2012-2020**を策定し、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略及び愛知目標の達成に向けたロードマップを示した。
4. また、民間レベルでも、日本経済団体連合会が**2009年3月**経団連生物多様性宣言を行い、生物多様性に関する企業の自主的取り組みの推進を促すとともに、**2018年10月**には新たに経営トップのリーダーシップの重要性や環境統合型経営の推進などを加える改定を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した事業活動の展開を目指している。

(製紙産業の取り組み)

5. 製紙産業は、地球上の生物多様性の揺籃地であり、CO<sub>2</sub>の吸収源として地球温暖化防止にも大きく貢献している「森林」から、再生可能でカーボンニュートラルな「木材」という生態系サービスの恩恵を受けて、「紙」という人間生活にとって不可欠な物資を供給する産業であり、生物多様性の保全に積極的に取り組むことは製紙産業としての当然の社会的責務である。このため、2014年6月に日本製紙連合会として「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」を策定するとともに、同指針に基づく会員企業の生物多様性保全の取り組みのより一層の推進を図るため、2015年より前年度の実施状況をフォローアップ調査することとしたところであり、今回の第6回調査については、日本製紙連合会の会員企業30社中26社から回答を得たところである。

## B. 調査結果の概要

### 1. 企業体制

・経営方針に生物多様性の保全を明示している会員企業は、26社中19社と7割以上の会員企業が取り組んでいる。具体的には、「私たちは、生物多様性に配慮した企業活動を基本とし、長期的な視野に立って、地球規模での環境保全に取り組み、循環型社会の形成に貢献します。」等の表現がある。明示していない理由としては、原料のほとんどが古紙であるため、生物多様性との関連について表現しにくいといったこと等が挙げられている。(P1 問 1-1 : 頁番号及び問番号は、集計結果本体の番号。以下同じ)

・生物多様性の保全を担当する責任者を明確に指名している会員企業は26社中13社と、半数の会員企業が指名している。責任者には環境や技術担当の取締役クラスが多くなっている。指名していない理由としては、生物多様性に関連する部署が多岐にわたっているため特定の者を指名しにくいといったこと等が挙げられている。違法伐採対策モニタリング事業を実施している企業には全て違法伐採対策の責任者が明確に指名されており、今後何らかの問題が発生した場合に会社としての的確なリスク管理が行えるようにするためにも、責任者を指名することが望まれる。(P5 問 1-3)

・生物多様性に対する影響を軽減するために、日本製紙連合会の「環境行動計画」に基づいて、CO<sub>2</sub>の排出削減、古紙利用率の向上等リサイクルの推進、産業廃

棄物の削減等地球環境問題に積極的に取り組むことにより、生物多様性に対する影響の低減に努めている会員企業は、26社中25社とほぼ全ての会員企業で取り組まれている。新規の取り組みとしては、ボイラー燃料のC重油から都市ガスへの変更や、社用車のハイブリッド車への切り替え、破砕機導入による古紙混入金属異物の有価販売などの取り組みが報告された。(P7 問1-5)

・生物多様性の保全に係る NGO 等のステークホルダーと積極的な意見交換等を行っている会員企業は、26社中18社であり、約7割の会員企業が取り組んでいる。新規の取り組みとしては、日本野鳥の会との意見交換によりシマフクロウの生息地の保全と木材生産事業の両立に関する覚書の締結などその生息に配慮した施業管理を行っている事例や、自社有林内で天然記念物が見つかり行政及び地元 NGO 等と協議の上専門機関による生育状況調査を実施している等の取り組みが報告された。実施していない理由としては、事業との直接的な結びつきが少ないためステークホルダーについての情報が少ない、あるいは実施する体制が整っていないといったこと等が挙げられている。  
(P22 問1-6)

・生物多様性の保全に関する取り組みをホームページ、CSR・環境報告書等で情報公開している会員企業は、26社中20社と7割以上の企業が実施している。また親会社のホームページに掲載してもらっている場合や、環境講演会・展示会でPRしているケースもある。実施していない理由としては、環境活動全般としての取り組みは行っているが生物多様性に特化した活動は難しいこと等が挙げられている。(P25 問1-8)

## 2. 持続可能な森林経営

・自社有林の管理経営計画において生物多様性の保全を明確に位置付けている会員企業は、13社中11社と自社有林を保有している会員企業のほとんどが実施している。具体的には、「生物多様性、地球環境等に配慮した森林管理の実践」等の表現で管理経営計画に位置付けられている。(P27 問2-1)

・海外植林の実施にあたって FAO の指針に基づき、河畔林の保護、保護樹帯の確保、保護価値の高い森林生態系の保全、適切な植栽樹種の選択等生物多様性に配慮した森林施業を実施している会員企業は、13社中8社となっている。このうち、河畔林の保護が7社、保護樹帯の確保が7社、保護価値の高い森林生態系の保全が7社、適切な植栽樹種が7社となっている。その他の取り組みと

しては、地元住民の雇用の確保や労働者への環境教育の実施、林内居住者の住環境の整備、天然記念物の発見に伴う高保護価値地域への認定などの取り組みが報告されている。(P29 問 2-3)

・自社有林について FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証の積極的な取得を実施している会員企業は 13 社中 8 社となっている。取得していない理由としては、自社有林で木材生産をほとんど行っていないため、森林認証を取得するメリットがないこと等が挙げられている。(P34 問 2-5)

・自社有林の管理・経営方針の策定にあたって環境 NGO 等のステークホルダーとの意見交換を実施している会員企業は、13 社中 9 社と自社有林を保有している会員企業の 7 割程度が実施している。ステークホルダーとしては、行政、地域住民、大学の研究者、環境 NGO 等となっている。実施していない理由としては、実施する体制が整備されていないこと、社有林が小規模で伐採等の施業も行っていないこと等が挙げられている。(P36 問 2-7)

・自社有林の管理経営計画の実施にあたって、生物多様性の保全について定期的にモニタリングするとともに、その結果をフィードバックするエコシステム・マネージメントを実施している会員企業は、13 社中 10 社と 8 割近い企業が実施している。具体例としては、モニタリングの結果新種の動植物が発見されたため動植物の生息地を植林地で分断しないよう工夫して施業を行っている取り組みや、施業の前後に周囲の保護林内の動植物への影響が出ないか毎月専門業者によるモニタリングを実施している例などが報告されている。  
(P38 問 2-9)

### 3. 責任ある原料調達

・原料調達方針に生物多様性の保全を明記している会員企業は、26 社中 20 社と 7 割以上の企業が取り組んでいる。明示していない理由としては、原料の大部分あるいは全てを古紙で賄っていること、ISO 14001 の使用材料許可規定で環境に配慮した商品を購入すること等を定めることで代替していること等が挙げられている。(P40 問 3-1)

・「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」に基づき、違法伐採の根絶を通じて生物多様性の保全を図るよう努めている会員企業は、26 社中 22

社と 8 割の企業で実施されている。実施されていない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っていること等が挙げられている。

(P43 問 3-3)

・ サプライヤーがその合法性や生物多様性の保全など持続可能性の確保に取り組んでいることを確認するため、トレーサビリティレポートを入手するなど、木材原料のトレーサビリティの確保に取り組んでいる会員企業は、26 社中 18 社となっている。具体的には、違法伐採木材は取り扱わないという誓約書及び伐採地域、樹種、数量等を記載したトレーサビリティレポートの提出、伐採現地の確認等を行っている。取り組んでいない理由としては、原料の全てを古紙で賄っていること等が挙げられている。(P47 問 3-5)

・ FSC、PEFC、SGEC 等の森林認証を取得した木材原料の調達拡大に取り組んでいる会員企業は、26 社中 24 社と 9 割になっている。取り組んでいない理由としては、原料の全てを古紙で賄っていることが挙げられている。

(P50 問 3-7)

・ 責任ある原料調達の信頼性、透明性を確保するため、関連書類の 5 年以上の保管、内部監査や第三者監査の実施、実施状況の情報公開等に取り組んでいる会員企業は、26 社中 25 社とほぼ全ての企業が取り組んでいる。このうち、関連書類の 5 年以上の保管が 24 社、内部監査や第三者監査の実施が 22 社、実施状況の情報公開が 18 社となっている。このような取り組みは、違法伐採対策や森林認証の取得に伴って実施されているケースがほとんどである。

(P52 問 3-9)

#### 4. 社会的な環境貢献活動

・ 自社有林等の自然資本を活用して生物多様性の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、26 社中 12 社と半数近くになっている。具体的には、シラネアオイ、シマフクロウ、ヤイロチョウなどの絶滅危惧種等貴重な野生生物や生態系の保護活動、ビオトープの新たな活用方法の模索を目的とした社員及び関係者への環境教育の実施、河川の源流地となっている社有林に源流碑を建立し地元 NPO が主催する源流碑開きに地域の関係者と参加したこと、県より「体験の機会の場」の認定を受け社有林を森林環境体験活動の場として提供していることなどが報告されている。実施していない理由としては、自社有林等の自然資本を有していないことが挙げられている。(P58 問 4-1)

・ 生物多様性の豊かな里地・里山の保全に資する CSR 活動に取り組んでいる会員企業は、26 社中 12 社となっている。具体的には、放置された広葉樹二次林の活用が 4 社、林地残材や竹材、虫害材の活用が 9 社、バイオマス資源の活用が 12 社となっている。実施していない理由としては、原料のほとんどあるいは全てを古紙で賄っていること、こうした活動を行う自社有林を有していないこと等が挙げられている。(P60 問 4-3)

・ 生物多様性の保全に関して地域社会との連携を図るため、製紙工場の緑化、工場見学の実施、環境講演会の実施等に取り組んでいる会員企業は、26 社中 24 社と 9 割の企業が実施している。具体的には、製紙工場の緑化が 21 社、工場見学の実施が 23 社、環境講演会の実施が 11 社となっている。その他に排水を流している川の清掃、環境社会コミュニケーション誌の発行等を実施している。(P63 問 4-5)

## 5. 対外的な連携の強化

・ 民間の生物多様性保全の取り組みに積極的に協力している会員企業は、26 社中 13 社となっている。具体的には、「生物多様性民間参画パートナーシップ」、「森の町内会」、「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」、「南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」、「大渡寺海岸清掃ボランティア」、「生物多様性ちば企業ネットワーク」、「外来植物アメリカハマグルマ駆除活動」等へ参加している。(P69 問 5-1)

・ 生物多様性保全のための国際的な活動に積極的に協力している会員企業は、3 割弱の 26 社中 7 社と少なくなっている。具体的には、ユネスコの活動、WWF の活動等に参加している。協力していない理由としては、国際的な活動に参加するだけの資金的、人的余裕がないこと等が挙げられている。(P71 問 5-3)

・ 生物多様性保全のための国や都道府県の行政施策に積極的に協力している会員企業は 26 社中 14 社と 5 割になっている。具体的には、「森林生態系生物多様性基礎調査 (林野庁)」へのフィールド提供、国立公園における高山植物保護対策への協力、「国民が支える森林づくり運動」が展開する間伐紙の生産・販売、「国連生物多様性の 10 年日本委員会事務局 (環境省)」への協力となっている。(P72 問 5-5)

## C. 調査の総括・評価

1. 本調査も 6 回目となり、項目ごとにばらつきはあるが**生物多様性保全に関する取り組みは総じて定着しつつある。**
2. 「生物多様性に資する地域活動」や「生物多様性の保全の原料調達方針への明示」など**取り組む企業が増加した項目はあるが、取り組みが減少する項目はなかった。**
3. 一方で**原材料が古紙 100%のためチップやパルプなどの木材資源を使用していない場合や、社有林を所有していないため希少な野生生物の保護等取り組みができない場合など生物多様性の保全に取り組む機会に差があるため、こうした企業については取り組み件数が低くなっている。**
4. 本調査にあたっては、各社とも生物多様性の専任の担当者が配置されているわけではないので、自社の取り組みを全て把握し、生物多様性との関連を分析しかつ理解して報告することは困難を伴うため、**引き続き製紙連合会事務局も製紙産業の SDGs への貢献の観点からも、各社の生物多様性の保全の取り組みが推進されるよう支援していきたい。**

以上